

以下同じリスト(検察官の俸給等に関する法律の一部改正による改正部分)

条項	定義・略称(名称)	定義・略称規定(内容)	定義規定・略称規定が用いられている条項
附則第5条	特定日	検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日(次項において「特定日」という。)以後、第三条第一項の規定によりその者の受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。	附則第5条第2項
附則第5条第2項	準則	検察庁法第二十二条第二項の規定により検事に任命された者(第三条第一項に規定する準則(次項において単に「準則」という。)で定める者を除く。)には、当分の間、特定日以後、前項の規定によりその者の受ける俸給月額のほか、その者の年齢が六十三年に達した日にその者が受けた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)と特定日に同項の規定によりその者の受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する	附則第5条第3項